

経理規程

第 1 条:目的

この規程は、特定非営利活動法人 AIKURU の財務および経理に関する管理基準を定め、透明性、公正性、および信頼性を確保することを目的とする。

第 2 条:会計年度

会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 3 条:会計処理の原則

- (1) 会計は、公認会計原則に基づいて正確かつ誠実に記録する。
- (2) 全ての収入と支出について、適切な証拠書類を備える。

第 4 条:予算の策定と管理

- (1) 每年年度開始前に、理事会で予算案を審議し、決定する。
- (2) 支出は予算内で行うことを原則とし、予算外の支出には理事会の承認が必要である。

第 5 条:収支の管理

- (1) 銀行口座は、法人名義のものを使用する。
- (2) 現金の取扱いは最小限に抑え、取引は可能な限り銀行振込を利用する。

第 6 条:決算および監査

- (1) 每年決算を行い、財務諸表を作成する。
- (2) 決算内容は、総会で承認を受けるものとする。
- (3) 外部または内部監査を実施し、透明性を確保する。

第 7 条:文書の保存

財務関係の記録や証拠書類は、法定の保存期間(通常10年)を遵守して保管する。

附則

この規程は、2025 年 7 月 1 日より施行する。